

仕 様 書

- 1 件 名 空調設備用プロパンガス供給単価契約
- 2 品 名 プロパンガス（J I S規格1種1号）
- 3 用 途 空調設備用燃料
- 4 契約期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
供給場所 秋田市河辺和田字北条ケ崎38番地2
(河辺市民サービスセンター敷地内)
- 5 供給設備 980kg型LPガスバルク貯槽1槽
- 6 供給施設 河辺市民サービスセンター
- 7 推定年間使用量 約15,279m³
- 8 最小発注単位 1m³
- 9 供給方法

供給事業者（以下「事業者」という。）は、バルク貯槽に登載されている自動データ送信システムを運用して、プロパンガスの残量管理を行い、残量が満タン時の40%と20%に低下したときに送信される情報をもとに燃料供給を行うものとする。

なお、当該システム運用に要する手続きおよび費用は、事業者の負担とする。

10 特記事項

- (1) ガス事業法、消防法、その他規定する法令を遵守するものとする。
- (2) 事業者はガスに関する法令に規定する許可、登録を受けている者であること。
- (3) 発注予定数量が不確定であるため、最小発注数量当たりの単価契約とする。

また当該最小発注数量当たりの単価に消費税および地方消費税の額を加算した金額を契約単価とする。なお基本料金、配送等他の経費が必要となる場合は、全て換算して1m³当たりの単価に含めること。

(4) 支払方法

事業者は毎月設備付属のメーター読み取りによる検針を行い、その使用量に契約単価を乗じて得た額を秋田市に請求するものとする。

- (5) 秋田市は契約事業者から適法な支払請求書を受け取った日から30日以内に、秋田市が契約事業者へ代金を支払うこととする。
- (6) 事業者は、毎月価格の推移した根拠資料を提出し、これを元に市場価格に20%前後のガス単価の変動があった場合は、甲乙協議のうえ、単価の変更契約を行うことができるものとする。
- (7) 契約終了後におけるプロパンガス残量分については、事業者の責任において、次の契約をした事業者を引き継ぐものとする。
- (8) 本仕様書に規定されていない事項については、双方協議のうえ定めるものとする。